

政令第 号

環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二号へ中「伊予三島市」を「四国中央市」に改め、同号又中「長崎県」を「諫早湾潮受堤防、長崎県」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

国営諫早湾土地改良事業の完了により有明海の一部が潮受堤防により締め切られたことに伴い、有明海に係る環境基準の類型指定の区域を変更する等の必要があるからである。

